



茨城県報

第 1 1 5 5 号

平成12年 4月27日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

知事が定める介護補償の金額の一部改正 (職員課)	1
年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (職員課)	2
字の区域の廃止及び町の区域の指定 (地方課)	3
字の区域の変更 (地方課)	3
指定居宅サービス事業者の指定 (2件) (高齢福祉課)	5
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	6
使用料の徴収事務の委託 (観光物産課)	6
森林病害虫等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表 (林業課)	7
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	10
道路の供用の開始 (3件) (道路維持課)	11
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (2件) (道路維持課)	12
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (地方総合事務所)	12
使用料及び手数料の徴収事務の委託 (中央病院)	13
土地改良区役員の就退任 (4件) (土地改良事務所)	14
土地改良事業の適当決定 (2件) (土地改良事務所)	18

(大規模小売店舗審議会)

大規模小売店舗における事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定による公示.....	18
--	----

公 告

茨城県農産物奨励品種等の採用について (農産課)	20
基本測量の実施 (用地課)	22
落札者等の公示 (検査指導課)	22
落札者等の公示 (中央病院)	22

告 示

茨城県告示第570号

平成 8 年 6 月24日茨城県告示第801号で告示した議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2 第 1 項の規定に基づき、知事が定める金額の一部を次のように改正し、この告示による改正後の告示の規定

は、平成12年 4月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

表常時介護を要する状態の項中「108,000円」を「108,300円」に、「58,570円」を「58,750円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「54,000円」を「54,150円」に、「29,290円」を「29,380円」に改める。

茨城県告示第571号

平成 2年11月19日茨城県告示第1390 - 3号で告示した年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を次のように改正し、この告示による改正後の告示の規程は、平成12年 4月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,460円	13,407円
20歳以上25歳未満	5,390円	13,407円
25歳以上30歳未満	6,274円	13,839円
30歳以上35歳未満	7,096円	17,058円
35歳以上40歳未満	7,497円	19,583円
40歳以上45歳未満	7,562円	21,747円
45歳以上50歳未満	7,528円	22,872円
50歳以上55歳未満	7,272円	24,841円
55歳以上60歳未満	6,599円	24,250円
60歳以上65歳未満	4,565円	20,207円
65歳以上70歳未満	4,350円	14,487円
70歳以上	4,350円	13,407円

茨城県告示第572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により龍ヶ崎市長から土地区画整理事業に伴い、同市内の字の区域を廃止し、町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の廃止及び町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

川崎町に設定し、字を廃止する区域

南中島町字善道 322から334まで、335の1、335の2、336、337、³³⁸338の2、339の1、339の2、340から343ま

で、343の1、344、345、³⁴⁶_{347の1}、347、359、361の1
南中島町字不用堀 348から351まで、352の一部
同 字川崎 356、357の一部、358の1の一部、360の7、362の13、362の15
同 字川崎後 648の1
若柴町字川崎 2887の1、2888の1、2889、2891の1、2893の2、2895の1、2896、2897の3、2899の1、
2911の1、2912の1、2912の4、2913から2918まで、2919の1、2919の2、2939から2949まで、
2950の1、2950の3から2950の8まで、2951の1、2951の3から2951の8まで、2953の1、
2953の6、2953の7、2953の9から2953の12まで、²⁹⁵⁴_{2955の1}、2955、2956、2957の1、2957
の2、2958、2959、2960の1、2960の2、2961、2962の1、2962の2、2962の4から2962の16
まで、2963の1、2964の1、2964の2、2964の4、2964の6、2965の1から2965の3まで、
2966の1、2966の3、2967の1、2967の6、2967の7

馴柴町字壱区 104の9の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

「上記地番は、平成12年1月26日現在の登記簿による。」

~~~~~  
茨城県告示第573号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により総和町から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

総和町大字釈迦字弁天前に変更する区域

大字駒羽根字下溜 1095、1106、1107、1109の1、1110の1の一部、1111の1の一部

同 字折戸 2937から2939まで、2940の1、2940の2、2941、2942、2943の1、2943の2

同 字橋上 2945から2957まで、2958の一部、2959から2961まで、2963、2964の一部、2965の一部、2966  
から2975まで、2977、2978の一部、3323の一部、3324の一部、3325の一部

及びこれらの区域に隣接、介在する道路、水路等及び大字釈迦字弁天裏3191から字弁天前3129地先の道路である国有地の一部

総和町大字釈迦字釈迦沼に変更する区域

大字駒羽根字下溜 1110の1の一部、1111の1の一部、1111の3

大字釈迦字新田 3202、3203、3206、3208の1、3208の2

同 字橋上 2958の一部、2964の一部、2965の一部、2978の一部、2979から2981まで、2982の1、2983から  
2992まで、2993の1、2993の2、2994から2997まで、2998の1、2998の2、2999から3001  
まで、3323の一部、3324の一部、3325の一部、3326、3327

同 字庚申前 3002から3014まで

及びこれらの区域に隣接、介在する道路、水路等及び大字釈迦字弁天前3175から3116地先の水路、隣接する道路である国有地の一部

## 総和町大字釈迦字向山下に変更する区域

大字釈迦字香取前 2833の一部、2834の一部、2845の一部、2846の一部、2859の一部、2860の一部、2872の1の一部、3312の一部、3315の一部、3316の一部、3319の一部、3320の一部

及びこれらの区域に介在する道路及び2833地先の道路並びに字橋上2978から2986地先の道路字庚申前3002から3005地先の道路である国有地の一部

## 総和町大字釈迦字新田に変更する区域

大字釈迦字下ノ橋 2262の2の一部、2263の1の一部、2263の2の一部、2264の一部、2265の一部、2266の1の一部、3278の一部、3280の1の一部

及びこれらの区域に隣接する道路等である国有地の一部

## 総和町大字釈迦字向山新開に変更する区域

大字釈迦字新田 2572の1の一部、2572の2の一部、2572の4、2572の5、2573の1の一部、2573の2、2574の1の一部、2574の2、2575の1の一部、2575の2、2576の1の一部、2576の2、2577の1の一部、2577の2、2578の1の一部、2578の2、2579の1の一部、2579の2、2580の1の一部、2580の2、2581の1の一部、2581の2、2582の1の一部、2582の2、2583の1の一部、2583の2、2584の1の一部、2584の2、2677の1の一部、2677の2、2678の1の一部、2678の2、2693の1の一部、2693の2、2721の一部、2746の1の一部、3288の1の一部、3290、3291の一部から3294の一部まで

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

## 総和町大字水海字日下部に変更する区域

大字釈迦字向山新開 2593の一部から2601の一部まで、2603の一部、2632の一部、2633の一部、3297の1の一部、3298の一部、3302の一部

及びこれらの区域に隣接、介在する道路等である国有地の一部

## 総和町大字前林字加古内に変更する区域

大字釈迦字加耕地 2033の一部から2045の一部まで、2046の1の一部、2046の2の一部、2047の一部から2049の一部まで、2050から2052まで、2053の1、2053の2、2054から2065まで、2078、2099、2101、2102、3275の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

## 総和町大字前林字北新田に変更する区域

大字前林字加古内 2304の一部から2306の一部まで、2308の一部、2309の一部、2310の2、2311の3、2311の4、2312の2、2313の一部、2314の2の一部、2315の2の一部、2801の一部

同 字日下部 2126の1、2126の2の一部、2127の1、2127の2の一部、2128の1、2129の一部から2136の一部まで、2137の1の一部、2137の4の一部、2138の1、2139、2140の1、2140の2、2141から2149まで、2792の1の一部

及びこれらの区域に隣接する道路等である国有地の全部

## 総和町大字前林字日下部に変更する区域

大字前林字堀ノ内 1483の5、1484の3、1485の1、1486の1、1487の1、1493の1、1494の1、1495の1、1496の1、1497の1、1498の1、1499から1508まで、1509の1、1510の1から1510の3まで、1510の5、1511の一部、1512の1、1513の2、1513の3、2780の1、2781の2、2781の3

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

総和町大字前林字羽黒に変更する区域

- 大字前林字堀ノ内 1480の 1, 1480の 2, 1480の 4, 1483の 1 から1483の 3 まで, 1484の 1, 1485の 3, 1486の 3, 1487の 3, 2780の 2, 2780の 6, 2780の 7, 2781の 1, 2781の 5
- 同 字香取 1466, 1467, 1468の 1, 1468の 2, 1469から1471まで, 1472の 1, 1472の 2, 1473の 1, 1473の 2, 1474, 2769
- 同 字東沼縁り 2358の 1, 2358の 3, 2359の 1, 2360の 1, 2361の 1, 2362の 1, 2363, 2364, 2390から2400まで, 2402, 2405, 2406, 2409, 2410, 2412, 2414, 2415, 2417, 2419, 2420, 2427の 3, 2427の 4, 2429, 2532から2544まで, 2545の 1 から2545の 4 まで, 2546の 1, 2546の 2, 2547の 1 の一部, 2547の 2, 2548の一部から2561の一部まで, 2776の一部, 2777の 1

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路, 水路である国有地の一部

総和町大字前林字道場に変更する区域

- 大字前林字羽黒 2766の一部
- 同 字小橋 1390の 1, 1390の 2, 1391の 1, 1391の 2, 1392, 1393の 1 から1393の 3 まで, 1394から1405まで, 1406の一部, 1407の一部, 1408から1414まで, 1415の 1 から1415の 4 まで, 1416の 1, 1416の 2, 1417の 1, 1417の 2, 1418の 1, 1418の 2, 1419の 1, 1419の 2, 1420, 2765の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

総和町大字前林字陣屋に変更する区域

- 大字前林字道場 1233, 1234, 1235の 1, 1235の 2, 1239から1242まで, 1243の 1, 1243の 2, 1244から1255まで, 1256の一部, 1257の一部, 1258から1267まで, 1288, 1289, 1344から1346まで, 1347の 1, 1347の 2, 1348, 1349の 2 の一部, 1350の 1 の一部, 1350の 2 の一部, 1351の一部から1356の一部まで, 1358の一部から1369の一部まで, 2761の一部, 2762の一部

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路である国有地の全部

総和町大字前林字東沼縁りに変更する区域

- 大字前林字羽黒 2766の一部
- 同 字小橋 1406の一部, 1407の一部, 2765の一部
- 同 字道場 1256の一部, 1257の一部, 1369の一部, 1370の 1 の一部, 2761の一部, 2762の一部
- 同 字陣屋 794の一部, 795の一部, 830の一部, 831の一部, 2757の一部, 2758の一部

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

総和町大字前林字道北に変更する区域

- 大字前林字東沼縁り 2721の一部から2723の一部まで, 2724の 1 の一部, 2724の 2 の一部, 2726の一部から2733の一部まで, 2736の一部, 2770
- 同 字陣屋 779の 1 の一部, 779の 2 の一部, 794の一部, 2756の一部, 2757の一部

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部



茨城県告示第574号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり指定したので, 同法第78条の規定により告示する。

平成12年 4月27日

| 事業者の名称              | 事業所の名称         | 事業所の所在地                      | サービスの種類      | 指 定<br>年月日     |
|---------------------|----------------|------------------------------|--------------|----------------|
| 株式会社<br>幸和義肢研究所     | 株式会社 幸和義肢研究所   | 茨城県つくば市篠崎<br>字鹿堀396 - 1      | 福祉用具貸<br>与事業 | 平成12年<br>4月17日 |
| 株式会社<br>エディファミリー    | 株式会社エディファミリー   | 茨城県水戸市東桜川 2 番15号             | 福祉用具貸<br>与事業 | 〃              |
| 株式会社<br>ピュア・シャリオ    | 株式会社ピュア・シャリオ   | 茨城県北相馬郡守谷町<br>松前台 1 - 16 - 7 | 訪問介護事<br>業   | 〃              |
| 有限会社 戸苅介護<br>支援センター | 有限会社戸苅介護支援センター | 茨城県土浦市生田町 3 - 3              | 訪問介護事<br>業   | 〃              |

## 茨城県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称        | 事業所の名称 | 事業所の所在地         | サービスの種類         | 指 定<br>年月日    |
|---------------|--------|-----------------|-----------------|---------------|
| 医療法人社団<br>仁誠会 | 川村医院   | 稲敷郡阿見町曙178      | 通所リハビリ<br>テーション | 平成12年<br>4月3日 |
| 医療法人社団<br>桜水会 | 花室医院   | つくば市大角豆1807 - 1 | 通所リハビリ<br>テーション | 〃             |
| 医療法人社団<br>白帆会 | 小川南病院  | 東茨城郡小川町小川1529   | 通所リハビリ<br>テーション | 〃             |

## 茨城県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称           | 事業所の名称       | 事業所の所在地                      | サービスの種類      | 指 定<br>年月日     |
|------------------|--------------|------------------------------|--------------|----------------|
| 株式会社<br>ピュア・シャリオ | 株式会社ピュア・シャリオ | 茨城県北相馬郡守谷町<br>松前台 1 - 16 - 7 | 居宅介護支<br>援事業 | 平成12年<br>4月17日 |

## 茨城県告示第577号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県大洗マリンタワーの入館料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

|         |                  |         |
|---------|------------------|---------|
| 1 受 託 者 | 大洗町観光協会会長        | 榎 本 英 輔 |
|         | 大洗民宿組合組合長        | 飯 田 功   |
|         | レストランマリン代表       | 渡 辺 保 夫 |
|         | ホテルニュー白亜紀ひたちなか市長 | 清 水 昇   |

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 株式会社茨交大洗ホテル代表取締役社長         | 竹 内 順 一   |
| 株式会社センユウ代表取締役社長            | 加倉井 豊 邦   |
| 大洗簡易保険保養センター総支配人           | 石 川 信 義   |
| 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団理事長        | 橋 本 昌     |
| 財団法人いばらき文化振興財団理事長          | 橋 本 昌     |
| 株式会社大洗荘代表取締役社長             | 石 井 藤 一 郎 |
| 地方職員共済組合大洗保養所オーシャンビュー大洗支配人 | 宇都木 寿 一   |

- 2 委託事務の内容 茨城県大洗マリントワーの入館料徴収事務  
3 委託期間 平成12年 4月 1日から平成13年 3月31日まで

茨城県告示第578号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第4号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)のア及び2の(1)のアに掲げる区域内において森林又は樹木を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 航空機を利用して行う薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区 域

東茨城郡大洗町、那珂郡東海村、同郡那珂町、鹿島郡旭村、同郡波崎町、真壁郡真壁町及び同郡大和村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

イ 期 間

平成12年 5月29日から平成12年 7月27日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

ア (3)に掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書(別記様式)を提出すること。ただし、ウにより損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書(茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項(昭和52年茨城県告示第1258号)様式第1号又は第2号)を、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出すること。この場合において、当該地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が(3)に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付するものであること。

エ 知事は、(3)に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、(1)のイに掲げる期間内に(3)に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

オ 知事は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を越えるときは、その越える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

## 2 地上からの薬剤による防除

### (1) 区域及び期間

#### ア 区 域

高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、東茨城郡大洗町、那珂郡那珂町、多賀郡十王町、鹿嶋郡銚田町、同郡大洋村、同郡神栖町及び同郡波崎町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県南地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

#### イ 期 間

平成12年5月29日から平成12年7月27日まで

### (2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

### (3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

### (4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

### (5) その他必要な事項

1の(5)のアからオまでと同様とする。

別記様式

年 月 日

松 く い 虫 防 除 実 施 届 出 書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

| 命ぜられた措置の内容 | 森 林 面 積<br>ヘクタール          | 樹 木 本 数         |     | 樹 木 の 材 積<br>立方メートル |     |
|------------|---------------------------|-----------------|-----|---------------------|-----|
|            |                           | 種 別             | 数 量 | 単 価                 | 金 額 |
| 実施区域又は場所   | 実 施 期 間<br>月 日から<br>月 日まで | 実 施 に 要 し た 費 用 |     |                     |     |
|            |                           | 人件費             | 人   | 円                   | 円   |
|            |                           | 薬剤費             |     | 円                   | 円   |
|            |                           | その他             |     | 円                   | 円   |
|            |                           | 計               |     | 円                   | 円   |

## 茨城県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要     |
|---------------------------------|------|---------|------|---------|
| 那珂郡山方町大字諸沢字沼ノ入<br>1053番 1 地先から  | 旧    | メートル    | メートル |         |
|                                 |      | 最大 17.3 | 839  |         |
| 那珂郡山方町大字諸沢字大沢<br>1026番 5 地先まで   | 新    | 最小 4.0  |      |         |
|                                 |      | 最大 57.4 | 637  |         |
| 那珂郡山方町大字諸沢字大沢<br>1026番 1 地先から   | 旧    | 最小 21.0 |      |         |
|                                 |      | 最大 57.4 | 637  | 旧 道 移 管 |
| 那珂郡山方町大字諸沢字大沢<br>1026番 5 地先まで   | 新    | 最小 21.0 |      |         |
|                                 |      | 最大 25.9 | 38   |         |
| 那珂郡山方町大字諸沢字大沢<br>1026番 1 地先から   | 旧    | 最小 7.6  |      |         |
|                                 |      | 最大 12.0 | 25   |         |
| 那珂郡山方町大字諸沢字大沢<br>1026番 1 地先まで   | 新    | 最小 12.0 |      |         |
|                                 |      | 最大 12.0 | 25   | 旧 道 移 管 |
| 那珂郡山方町大字西野内字金山<br>1335番 1 地先から  | 旧    | 最小 4.7  |      |         |
|                                 |      | 最大 20.0 | 114  |         |
| 那珂郡山方町大字西野内字滝ノ沢<br>1330番 7 地先まで | 新    | 最小 12.0 |      |         |
|                                 |      | 最大 20.0 | 63   | 旧 道 移 管 |
| 那珂郡山方町大字西野内字朝山<br>1352番 2 地先から  | 旧    | 最小 5.9  |      |         |
|                                 |      | 最大 46.6 | 120  |         |
| 那珂郡山方町大字西野内字東山林<br>1313番 1 地先まで | 新    | 最小 25.0 |      |         |
|                                 |      | 最大 46.6 | 60   | 旧 道 移 管 |
| 那珂郡山方町大字西野内字東山林<br>1313番 1 地先まで | 新    | 最小 25.0 |      |         |
|                                 |      | 最大 46.6 | 60   | 旧 道 移 管 |

| 区 間                             | 旧新の別    | 敷地の幅員          | 延 長         | 摘 要     |
|---------------------------------|---------|----------------|-------------|---------|
| 那珂郡山方町大字西野内字蛙田<br>1307番 2 地先から  | 旧       | メートル<br>最大 6.6 | メートル<br>192 |         |
| 那珂郡山方町大字西野内字蛙田<br>1299番 1 地先まで  |         | 最小 4.0         |             |         |
| 那珂郡山方町大字西野内字東山林<br>1315番 2 地先から |         | 最大 53.3        | 218         |         |
| 那珂郡山方町大字西野内字蛙田<br>1264番地先まで     |         | 最小 11.0        |             |         |
| 那珂郡山方町大字西野内字東山林<br>1315番 2 地先から | 新       | 最大 53.3        | 218         | 旧 道 移 管 |
| 那珂郡山方町大字西野内字蛙田<br>1264番地先まで     | 最小 11.0 |                |             |         |

茨城県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別    | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要     |
|-------------------------------|---------|-----------------|-------------|---------|
| 結城郡千代川村大字鎌庭字北袋<br>241番 1 地先から | 旧       | メートル<br>最大 13.0 | メートル<br>154 |         |
| 結城郡千代川村大字鎌庭字北袋<br>330番 2 地先まで |         | 最小 10.5         |             |         |
| 結城郡千代川村大字鎌庭字北袋<br>330番 2 地先まで | 新       | 最大 27.5         | 154         | 現 道 拡 幅 |
|                               | 最小 10.5 |                 |             |         |

茨城県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線
- 2 供用開始の区間 真壁郡明野町大字宮後字向田2575番 1 地先から  
真壁郡明野町大字宮後字根堤2455番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 4 月30日

茨城県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線
- 2 供用開始の区間 真壁郡大和村大字大国玉字池ノ台2045番3地先から  
真壁郡大和村大字大国玉字宮前17番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 4月30日

茨城県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸那珂港山方線
- 2 供用開始の区間 久慈郡金砂郷町大字小島1851番1地先から  
久慈郡金砂郷町大字中野584番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 4月28日

茨城県告示第584号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 赤塚馬口労線
- 3 区 間 水戸市赤塚1丁目363番地先から  
水戸市赤塚1丁目1978番13地先まで

茨城県告示第585号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡停車場線
- 3 区 間 石岡市府中1丁目1番から  
石岡市国府3丁目1番まで

茨城県告示第586号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定等により、次のとおり告示する。

平成12年 4 月27日

茨城県鹿行地方総合事務所長 富久尾 育 雄

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

|                                |                                                                               |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社クラレ鹿島工場 工場長 草野学<br>鹿島郡神栖町東和田36番地                                          |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 鹿島郡神栖町東和田36番地                                                                 |
| 産業廃棄物処理施設の種類                   | 産業廃棄物の焼却施設 (噴霧燃焼方式)                                                           |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類      | 廃酸 (クエン酸, ニッケル, アルミニウム, リチウム含有水溶液)                                            |
| 申請年月日                          | 平成12年 2 月14日                                                                  |
| 関係書類の縦覧場所                      | 茨城県鹿行地方総合事務所環境保全課<br>鹿島郡鉾田町鉾田1367番地の 3<br>神栖町生活環境部廃棄物対策課<br>鹿島郡神栖町溝口4991番地の 5 |
| 縦覧期間                           | 平成12年 4 月27日から平成12年 5 月29日まで                                                  |
| 縦覧時間                           | 午前 9 時から午後 5 時まで                                                              |

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上から見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

## (1) 提出期限

平成12年 6 月12日

## (2) 提出先

茨城県鹿行地方総合事務所環境保全課

鹿島郡鉾田町鉾田1367番地の 3

## (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 茨城県告示第587号

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第33条の 2 の規定に基づき、次のとおり茨城県立中央病院に係る診療料等の窓口収納事務を委託した。

平成12年 4 月27日

茨城県立中央病院長 山 邊 登

## 1 受託者 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地

株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦

## 2 受託に係る診療料等

茨城県立病院診療料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第66号）に規定する診療料及び手数料

## 3 委託期間 平成12年 4月 1日から平成13年 3月31日まで

## 茨城県告示第588号

稲敷郡江戸崎町下君山956番地の 4 に事務所を置く小野川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

## 1 退 任

| 住 所                  | 職 名 | 氏 名     |
|----------------------|-----|---------|
| 稲敷郡新利根町下根本2112番地     | 理 事 | 海老原 盈   |
| 〃 江戸崎町大字上君山2147番地の 2 | 〃   | 高 野 茂 助 |
| 〃 〃 大字下君山1606番地      | 〃   | 草 壁 章   |
| 〃 〃 〃 1886番地         | 〃   | 吉 岡 幹 雄 |
| 〃 新利根町下根本1655番地      | 〃   | 山 口 一 彦 |
| 〃 〃 中山814番地          | 〃   | 朝日向 弘   |
| 〃 〃 狸穴164番地          | 〃   | 大 竹 節 夫 |
| 〃 〃 下根本1650番地の 1     | 監 事 | 沼 崎 健 純 |
| 〃 江戸崎町大字上君山3357番地    | 〃   | 墳 本 典 勇 |
| 〃 〃 大字下君山1639番地の 3   | 〃   | 高 橋 亨   |

## 2 就 任

| 住 所                  | 職 名 | 氏 名     |
|----------------------|-----|---------|
| 稲敷郡江戸崎町大字下君山1886番地   | 理 事 | 吉 岡 幹 雄 |
| 〃 新利根町下根本2112番地      | 〃   | 海老原 盈   |
| 〃 江戸崎町大字上君山2147番地の 2 | 〃   | 高 野 茂 助 |
| 〃 〃 大字下君山1815番地の 1   | 〃   | 小 林 正 己 |
| 〃 〃 大字上君山2984番地      | 〃   | 墳 本 進   |
| 〃 新利根町下根本1655番地      | 〃   | 山 口 一 彦 |
| 〃 〃 中山785番地          | 〃   | 宮 本 義 男 |
| 〃 〃 狸穴164番地          | 〃   | 大 竹 節 夫 |
| 〃 〃 下根本1650番地の 1     | 監 事 | 沼 崎 健 純 |
| 東茨城郡茨城町駒渡1084番地 1    | 〃   | 墳 本 典 勇 |
| 稲敷郡新利根町中山1156番地      | 〃   | 朝日向 八 郎 |

## 茨城県告示第589号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地 1 に事務所を置く下石崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改

良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

## 1 退 任

| 住 所                  | 職 名 | 氏 名     |
|----------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字下石崎1837番地 2 | 理 事 | 清 水 正 勝 |
| 〃 〃 〃 2289番地         | 〃   | 照 山 勝 夫 |
| 〃 〃 〃 1265番地 7       | 〃   | 江 幡 貞 親 |
| 〃 〃 大字中石崎1074番地      | 〃   | 海老澤 郁 夫 |
| 〃 〃 大字下石崎1652番地 6    | 〃   | 長 洲 秀 吉 |
| 〃 〃 〃 2029番地         | 〃   | 横須賀 康 則 |
| 〃 〃 〃 2479番地         | 〃   | 長 洲 信 男 |
| 〃 〃 〃 141番地          | 〃   | 郡 司 朝 一 |
| 〃 〃 〃 284番地          | 〃   | 山 本 操   |
| 〃 〃 〃 1739番地         | 〃   | 栗 原 和 行 |
| 〃 〃 〃 988番地          | 〃   | 清 水 弘 志 |
| 〃 〃 〃 3181番地         | 〃   | 古 橋 留   |
| 〃 〃 〃 2111番地         | 〃   | 藤 枝 元 一 |
| 〃 〃 〃 2366番地         | 〃   | 長 洲 幸 作 |
| 〃 〃 〃 1673番地         | 〃   | 鈴 木 一 男 |
| 〃 〃 〃 1662番地         | 監 事 | 飯 岡 俊 男 |
| 〃 〃 〃 1269番地         | 〃   | 額 賀 佐   |
| 〃 〃 〃 803番地          | 〃   | 根 村 紀 夫 |

## 2 就 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字下石崎2289番地 | 理 事 | 照 山 勝 夫 |
| 〃 〃 〃 1265番地 7     | 〃   | 江 幡 貞 親 |
| 〃 〃 〃 2023番地       | 〃   | 金 澤 正 一 |
| 〃 〃 〃 988番地        | 〃   | 清 水 弘 志 |
| 〃 〃 〃 2266番地       | 〃   | 長 洲 要 一 |
| 〃 〃 〃 1113番地       | 〃   | 福 田 勝 一 |
| 〃 〃 〃 2479番地       | 〃   | 長 洲 信 男 |
| 〃 〃 〃 2159番地 2     | 〃   | 海老澤 進   |
| 〃 〃 〃 809番地        | 〃   | 清 水 幸 一 |
| 〃 〃 〃 1110番地 1     | 〃   | 海老澤 久   |
| 〃 〃 大字中石崎1050番地 2  | 〃   | 海老澤 洋 壽 |
| 〃 〃 大字下石崎2366番地    | 〃   | 長 洲 幸 作 |

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字下石崎1654番地 | 理 事 | 長 洲 源   |
| 〃 〃 〃 1269番地       | 〃   | 中 居 惣 一 |
| 〃 〃 〃 567番地        | 〃   | 清 水 一 雄 |
| 〃 〃 〃 1739番地       | 監 事 | 栗 原 和 行 |
| 〃 〃 〃 1153番地 1     | 〃   | 渡 辺 敏 廣 |
| 〃 〃 〃 2486番地       | 〃   | 関 根 敏 夫 |

## 茨城県告示第590号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地 1 に事務所を置く茨城町明光土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4 月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

## 1 退 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     |
|---------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字谷田部936番地   | 理 事 | 高 野 武 士 |
| 〃 〃 大字上石崎1870番地 1   | 〃   | 藤 枝 茂   |
| 〃 〃 大字大戸599番地       | 〃   | 一 澤 久   |
| 〃 〃 大字長岡2524番地      | 〃   | 片 山 孝 貴 |
| 〃 〃 大字大戸2848・2849番地 | 〃   | 雨 谷 敏 嗣 |
| 〃 〃 大字長岡204番地       | 〃   | 郡 司 源 次 |
| 〃 〃 大字長岡527番地       | 〃   | 仲 内 利 一 |
| 〃 〃 大字上石崎2321番地 1   | 〃   | 大 信 光 榮 |
| 〃 〃 大字前田625番地       | 〃   | 立 川 淳 一 |
| 〃 〃 大字大戸1818番地      | 〃   | 飯 田 實   |
| 〃 〃 大字馬渡188番地       | 〃   | 清 水 澄   |
| 〃 〃 大字小鶴1894番地      | 〃   | 柳 田 清 進 |
| 〃 〃 大字長岡351番地       | 監 事 | 山 口 久 雄 |
| 〃 〃 大字谷田部842番地      | 〃   | 照 山 仁   |
| 〃 〃 大字大戸1562番地      | 〃   | 根 矢 隆   |

## 2 就 任

| 住 所                   | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字谷田部936番地     | 理 事 | 高 野 武 士 |
| 〃 〃 大字長岡527番地         | 〃   | 仲 内 利 一 |
| 〃 〃 大字上石崎1870番地 1     | 〃   | 藤 枝 茂   |
| 〃 〃 大字大戸2189番地・2190番地 | 〃   | 雨 谷 政 司 |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字大戸1857番地 | "   | 打 越 公 生 |
| " " 大字長岡194番地     | "   | 田 山 新 一 |
| " " 大字小鶴1763番地    | "   | 道 川 綱 一 |
| " " 大字上石崎2289番地   | "   | 関 治 男   |
| " " 大字馬渡188番地     | "   | 清 水 澄   |
| " " 大字大戸888番地     | "   | 市 毛 市 郎 |
| " " 大字前田255番地     | "   | 細 谷 富 栄 |
| " " 大字長岡2353番地    | "   | 小 川 久 雄 |
| " " 大字上石崎1838番地 1 | 監 事 | 藤 枝 賢 司 |
| " " 大字大戸2529番地 1  | "   | 雨 谷 初 夫 |
| " " 大字長岡2405番地    | "   | 杉 浦 一 雄 |

## 茨城県告示第591号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地 1 に事務所を置く馬割干拓土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4 月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

## 1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字上石崎2843番地 | 理 事 | 大 谷 喜 信 |
| " " " 4189番地       | "   | 藤 枝 正 男 |
| " " " 4516番地 6     | "   | 初 田 銓 一 |
| " " " 1823番地       | "   | 野 口 清 一 |
| " " " 1841番地       | "   | 藤 枝 正 喜 |
| " " " 1868番地       | "   | 平 野 孝   |
| " " " 3977番地       | 監 事 | 野 口 和 夫 |
| " " 大字宮ヶ崎1408番地 2  | "   | 山 田 昭 雄 |

## 2 就 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字上石崎3956番地 | 理 事 | 藤 枝 久 一 |
| " " " 3818番地 2     | "   | 藤 枝 完 二 |
| " " " 3986番地       | "   | 野 口 正 明 |
| " " " 987番地 7      | "   | 木 村 茂   |
| " " " 3665番地       | "   | 平 沼 秋 男 |
| " " " 1867番地       | "   | 金 山 幸 一 |

| 住 所                  | 職 名 | 氏 名     |
|----------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字海老沢1537番地 1 | 監 事 | 鬼 沢 邦 夫 |
| “ “ 大字上石崎1827番地      | “   | 藤 枝 勝 雄 |

## 茨城県告示第592号

銚田町から平成12年 3 月23日付けで認可申請のあった粟野地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 4 月 1 日適当と決定した。

なお、関係書類をつぎのとおり縦覧に供する。

平成12年 4 月27日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

## 1 縦覧に供する書類

粟野地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年 4 月28日から

平成12年 5 月30日まで

## 3 縦覧の場所

銚田町役場

## 茨城県告示第593号

旭村から平成12年 3 月16日付けで認可申請のあった子生石踏地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 4 月 1 日適当と決定した。

なお、関係書類をつぎのとおり縦覧に供する。

平成12年 4 月27日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

## 1 縦覧に供する書類

子生石踏地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年 4 月28日から

平成12年 5 月30日まで

## 3 縦覧の場所

旭村役場

(大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第21号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出してください。

平成12年 4 月27日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイミヤ  
2 届出者の住所 行方郡潮来町大字潮来617. 618番地  
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 セイミヤ 神栖店  
鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外  
4 開 店 日 平成12年 9 月25日  
5 店 舗 面 積 2,135m<sup>2</sup>  
6 主として販売する物品の種類 雑貨家庭用品, 食料品

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 フラワー八広  
2 届出者の住所 行方郡潮来町大字延方乙439番地  
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 セイミヤ 神栖店  
鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外  
4 開 店 日 平成12年 9 月25日  
5 店 舗 面 積 24m<sup>2</sup>  
6 主として販売する物品の種類 生花 等

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 プラザクリエイト  
2 届出者の住所 東京都千代田区五番町 1 番地  
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 セイミヤ 神栖店  
鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外  
4 開 店 日 平成12年 9 月25日  
5 店 舗 面 積 19m<sup>2</sup>  
6 主として販売する物品の種類 フィルム 等

- 1 届出者の氏名又は名称 牛 島 君 江  
2 届出者の住所 鹿嶋市大字平井1350番地462  
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 セイミヤ 神栖店  
鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外  
4 開 店 日 平成12年 9 月25日  
5 店 舗 面 積 25m<sup>2</sup>  
6 主として販売する物品の種類 お茶, 茶器

- 1 届出者の氏名又は名称 鹿島総業株式会社  
2 届出者の住所 鹿嶋市大字宮中5161番地  
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 セイミヤ 神栖店  
鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外  
4 開 店 日 平成12年 9 月25日

- |   |                    |                                |
|---|--------------------|--------------------------------|
| 5 | 店 舗 面 積            | 47m <sup>2</sup>               |
| 6 | 主として販売する物品の種類      | たこ焼き, お好み焼き 等                  |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 根本クリーニング                  |
| 2 | 届出者の住所             | 行方郡潮来町大字潮来455番地                |
| 3 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | セイミヤ 神栖店<br>鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外 |
| 4 | 開 店 日              | 平成12年 9月25日                    |
| 5 | 店 舗 面 積            | 24m <sup>2</sup>               |
| 6 | 兼 営 す る 事 業 の 概 要  | クリーニングの取り次ぎ業務                  |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 有限会社 鳥中                        |
| 2 | 届出者の住所             | 鹿嶋市大字佐田450番地                   |
| 3 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | セイミヤ 神栖店<br>鹿島郡神栖町平泉字関下1 - 12外 |
| 4 | 開 店 日              | 平成12年 9月25日                    |
| 5 | 店 舗 面 積            | 13m <sup>2</sup>               |
| 6 | 主として販売する物品の種類      | 焼きとり 等                         |

---

## 公 告

---

茨城県農作物奨励品種等の採用について

茨城県農作物奨励品種等の採用を平成12年 4月 1日付けで次のとおり決定したので公告する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 認定品種に採用する品種

(1) 水稻「ミルキークイーン」

ア 来歴

「ミルキークイーン」は昭和60年農林水産省農業研究センターにおいて、「コシヒカリ」の受精卵にMNU (メチルニトロソウレア) 処理を行い、選抜して得た突然変異個体をもとに系統栽培を行い固定育成された品種である。

イ 認定品種に採用する理由

当該品種は、アミロース含量が低いことから、従来のうるち品種に比べ飯米の粘りが強く、柔らかいという特性があり、有利販売されている。また、本県での栽培は、県の南西地域を中心に産地化が進められており、面積も400haを超える作付けとなっている。

そこで、「ミルキークイーン」を付加価値の高い「特色ある米」と位置づけ、認定品種に採用することにより、本県産米の評価向上と需要拡大を図る。

ウ 栽培上の留意点

(ア) 栽培特性は「コシヒカリ」と同様であるので、施肥や病害虫防除等は「コシヒカリ」に準じて行う。

- (イ) 流通は、契約栽培や相対取引が中心であるので、販売先、方法などを十分検討してから作付けする。
- (ウ) 混種した場合、生育期における「コシヒカリ」との識別は困難なので、混種を防ぐためにも自家採種は避ける。

エ 普及見込み地帯及び面積

県内の「コシヒカリ」栽培地域。概ね1,000haを見込む。

オ 特性表

| 粳<br>糯<br>別 | 品 種 名     | 来 歴<br>または<br>親 名   | 早晩<br>性 | 草型 | 移植期<br>(月日) | 出穂期<br>(月日) | 成熟期<br>(月日) | 稈長<br>(cm) | 穂長<br>(cm) | 穂 数<br>(本 / m <sup>2</sup> ) |
|-------------|-----------|---------------------|---------|----|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------------------------|
| 粳           | ミルキーQueen | コシヒカリのMNU<br>処理突然変異 | 中生      | 中間 | 5.7         | 8.2         | 9.9         | 89         | 19.0       | 470                          |

| 玄 米<br>千粒重<br>(g) | 玄米重<br>(kg /<br>10a) | 芒  |    | 成熟期<br>の<br>ふ先色 | 腹白<br>の<br>多少 | 心白<br>の<br>多少 | 耐冷性 | 玄米<br>品質 | 食味 | 耐倒<br>伏性 | 耐 病 性    |          |         |          |
|-------------------|----------------------|----|----|-----------------|---------------|---------------|-----|----------|----|----------|----------|----------|---------|----------|
|                   |                      | 多少 | 長短 |                 |               |               |     |          |    |          | 葉い<br>もち | 穂い<br>もち | 紋枯<br>病 | 白葉<br>枯病 |
| 21.5              | 619                  | 稀  | 短  | 黄白              | 微             | 微             | 極強  | 中<br>中   | 極良 | 弱        | 弱        | 中        | 中       | 中        |

| 栽 培 適 地         | すぐれた性質                          | おとった性質              |
|-----------------|---------------------------------|---------------------|
| 県内全域のコシヒカリ栽培地域。 | 炊飯米は粘りが強く、食味の総合<br>評価高い。加工適性高い。 | いもち病に弱い。<br>倒伏しやすい。 |

(注) 試験条件

- (1) 試験年次：平成4，9年～11年
- (2) 試験条件：栽植密度 22.2本 / m<sup>2</sup> (畦幅30cm × 株間15cm)  
施肥量 (kg / 10a) 窒素：6，リン酸：6，加里：6，追肥は窒素3
- (3) 試験ほ場：茨城県農業総合センター農業研究所 (水戸市上国井町表層腐植質多湿黒ボク土)
- (4) 移 植 法：稚苗機械植え

2 認定品種から奨励品種に改訂する品種

(1) 二条大麦「ミカモゴールドン」

当該品種は、オオムギ縞萎縮病抵抗性を有することから、オオムギ縞萎縮病常発地域に作付けを奨励してきたが、醸造適性に優れ、実需者の要望が高いため認定品種から奨励品種に改訂し、二条大麦の生産安定化を図る。

(2) 二条大麦「きぬか二条」

当該品種は、オオムギ縞萎縮病抵抗性を有することから、県西地域に作付けを奨励してきたが、醸造適性に優れ、実需者の要望が高いため認定品種から奨励品種に改訂し、二条大麦の生産安定化を図る。

3 認定品種から除外する品種

(1) 水稻「こころまち」

当該品種は、いもち病に強いことから、県北中山間地域に作付けを奨励してきたが、作付け面積が減少し、今後とも増加の見通しが無いため、平成12年4月1日より認定品種から除外する。

(2) 水稻「月の光」

当該品種は、縞葉枯病抵抗性を有することから、県西地域の縞葉枯病常発地域に作付けを奨励してきたが、縞葉枯病発生量の減少とともに作付け面積が減少し、今後とも増加の見通しが無いため、平成12年4月1日より認定品種から除外する。

## (3) 二条大麦「みょうぎ二条」

当該品種は、オオムギ縞萎縮病抵抗性を有することから、県北地域のオオムギ縞萎縮病常発地域に作付けを奨励してきたが、作付け面積が減少し、今後とも増加の見通しが無いため、平成12年 4月 1日より認定品種から除外する。

## (4) 二条大麦「タカホゴールド」

当該品種は、オオムギ縞萎縮病抵抗性を有することから、県西地域のオオムギ縞萎縮病常発地域に作付けを奨励してきたが、作付け面積が減少し、今後とも増加の見通しが無いため、平成12年 4月 1日より認定品種から除外する。

## 基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 1 測 量 機 関   | 建設省国土地理院                    |
| 2 作 業 の 種 類 | 基本測量（基準点測量）                 |
| 3 作 業 期 間   | 平成12年 5月15日から平成13年 3月 9日まで  |
| 4 作 業 地 域   | 日立市、石岡市、鹿島郡旭村、行方郡牛堀町、鹿島郡神栖町 |

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成12年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

|                          |           |                    |              |
|--------------------------|-----------|--------------------|--------------|
| 公共事業執行管理システム等に係る端末機器賃借一式 | 土木部検査指導課  | 水戸市笠原町978番 6       | 平成12         |
| 年 3月31日                  | 株式会社日立製作所 | 東京都江東区新砂 1丁目 6番27号 | 159,075,000円 |
|                          |           |                    | 随意契約         |
|                          |           |                    | 地方公          |

共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成12年 4月27日

茨城県立中央病院長 山 邊 登

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 名 称 及 び 数 量 | 茨城県立中央病院院内清掃業務一式 |
| 2 担 当 部 局     | 茨城県立中央病院         |

- 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528
- 3 落札決定日 平成12年 3 月15日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社明和産業  
東京都中野区東中野 3 - 13 - 19
- 5 契約価格 45,885,000円 (年額)
- 6 契約方式 一般競争
- 7 入札公告日 平成12年 1 月31日
- 8 落札方式 最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)